

鴨 日 赤 第 5 号

令和6年6月15日

区長・町内会長 各位

日本赤十字社千葉県支部

鴨川市地区長 長谷川 孝夫

令和6年度赤十字活動資金へのご協力について（お願い）

赤十字活動の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、人のいのちと健康、尊厳を護ることを使命として、国内外において様々な活動を展開しています。災害救護活動や救援物資の配布など、様々な人道的活動は、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。

皆様におかれましては、活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添の各組長宛依頼文書、納付書及びパンフレット等を配付くださるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

・募集期間（納入期間）について

令和6年7月1日から令和6年7月31日まで

それ以外の期間については、福祉課（ふれあいセンター）のみです。

【よくある質問】

Q 1 赤十字の業務に対する地方公共団体の協力はどのような根拠によるものですか。

A 1 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び日本赤十字法に基づいて設立された法人であり、国際的にもその業務の公共性及び中立性が認められています。日本赤十字の業務が、地方公共団体の業務である市民の安全と健康及び福祉の保持、防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

Q 2 区長・町内会長等が赤十字活動資金を集めに来るのは、どのような理由からですか。

A 2 ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。また、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動についても、赤十字と地域との関わりは密接な繋がりを有しています。このような活動を行うための活動資金を、地域の方にお願ひするにあたり、区長・町内会長等に対し、協力を依頼しています。

<問い合わせ先>
鴨川市市民福祉部福祉課
地域ささえあい係
電話 04-7093-7112
FAX 04-7093-7115

隣組長 各位

日本赤十字社千葉県支部
鴨川市地区長 長谷川 孝夫

令和6年度赤十字活動資金へのご協力について（お願い）

赤十字活動の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、人のいのちと健康、尊厳を護ることを使命として、国内外において様々な活動を展開しています。災害救護活動や救援物資の配布など、様々な人道的活動は、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。

皆様におかれましては、活動の趣旨をご理解いただき、活動資金の取りまとめにつきまして、ご協力をお願いします。

また、赤十字の活動概要については同封のパンフレットをご覧ください、組内で回覧して下さるよう併せてお願いします。

記

- 1 期 間 令和6年7月1日から令和6年7月31日まで
上記の期間以外の受付は、ふれあいセンター（福祉課）のみです。
- 2 募集金額 一世帯あたり、500円を目安にお願いします。
(この納付は強制ではありません。)
- 3 納入方法 裏面に記載されている窓口にお持ちください。

市関係窓口 農協、漁協	① 赤十字活動資金納付書〔ピンク色〕 地区・組名、納入者氏名、活動資金の合計金額を記入してください。 ② 活動資金 ③ 赤十字活動資金領収書（控）〔青色〕
郵便局	① 払込取扱票 地区・組名、納入者氏名、金額を記入してください。 ※令和6年1月22日より現金取扱手数料（110円）は廃止となりました。 ② 活動資金 *赤十字活動資金領収書（控）〔青色〕は、同封の返信用封筒で郵送してください。

4 「赤十字活動資金領収書」について

領収書〔赤〕と控〔青〕の複写式の用紙となっています。

活動資金を納めてくださった方に、金額、受領年月日、氏名を記入の上、取扱者の印を押して領収書〔赤色〕を渡してください。

なお、税制上の優遇措置を受ける方の場合、住所も記入してください。

5 名簿について

活動資金の管理事務にご利用ください。なお、個人情報保護の観点から、組員の皆様の目に触れないよう取り扱いにご注意ください。

6 令和6年度 赤十字活動資金 納付窓口一覧

	納付窓口名称			
市関係窓口	・ふれあいセンター（1階 福祉課）		・吉尾出張所	
	・市役所総合窓口（休日開庁日を含む）		・江見出張所	
	・天津小湊支所		・小湊出張所	
郵便局	・鴨川郵便局	・長狭郵便局	・江見駅郵便局	・天津郵便局
	・鴨川前原郵便局	・鴨川寺門郵便局	・太海郵便局	・小湊郵便局
	・東条郵便局	・金束郵便局	・曾呂郵便局	
	・鴨川田原郵便局			
	・西条簡易郵便局			
安房農業協同組合	・鴨川支店	・長狭支店	・江見支店	・小湊支店
鴨川市漁業協同組合	・本所(鴨川営業所)			

7 問い合わせ先

鴨川市市民福祉部福祉課地域ささえあい係 電話 04-7093-7112

FAX 04-7093-7115

【よくある質問】

Q 1 赤十字の業務に対する地方公共団体の協力はどのような根拠によるものですか。

A 1 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び日本赤十字法に基づいて設立された法人であり、国際的にもその業務の公共性及び中立性が認められています。日本赤十字の業務が、地方公共団体の業務である市民の安全と健康及び福祉の保持、防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

Q 2 区長・町内会長等が赤十字活動資金を集めに来るのは、どのような理由からですか。

A 2 ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。また、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動についても、赤十字と地域との関わりは密接な繋がりを有しています。このような活動を行うための活動資金を、地域の方にお問い合わせにあたり、区長・町内会長等に対し、協力を依頼しています。